

交付図書の訂正について

令和4年9月12日付けで入札公告を行った「(工事名)道央自動車道 北広島管内北地区舗装補修工事」に係る交付図書に一部誤りがあつたため、別添のとおり訂正します。

なお、訂正した交付図書は、競争参加資格確認申請者に送付いたします。

令和 4年 10月 13日

契約責任者

東日本高速道路株式会社北海道支社

支社長 長内 和彦

【訂正内容】

- ・金抜設計書
- ・特記仕様書
- ・設計図
- ・割掛対象表参考内訳書

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

正誤表

工事名) 道央自動車道 北広島管内北地区舗装補修工事

対象	誤	正																																																																																																																																																																																																																
金抜設計書	<p style="text-align: center;">單 値 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目番号</th> <th>項 目</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単 価</th> <th>金 額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>16 - (7)</td> <td>路面標示工 路面標示 J I S 規格型B 1 (Y)</td> <td>12,587</td> <td>m</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>16 - (7)</td> <td>路面標示工 路面標示 J I S 規格型C 1</td> <td>51</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>16 - (7)</td> <td>路面標示工 路面標示 J I S 規格型C 1 (Y)</td> <td>1,604</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>16 - (19)</td> <td>車線分離標 縁石A (Y)</td> <td>100</td> <td>基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>16 - (22)</td> <td>車線分離標撤去設置工 ボールA (Y)</td> <td>179</td> <td>基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>16 - (22)</td> <td>車線分離標撤去設置工 縁石A (Y)</td> <td>10</td> <td>基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>特 - (1)</td> <td>車線分離標撤去工 コンクリート縁石A (Y)</td> <td>3,100</td> <td>kg</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>特 - (2)</td> <td>注意喚起溝工 A</td> <td>2,345</td> <td>m</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>特 - (2)</td> <td>注意喚起溝工 A (Y)</td> <td>6,202</td> <td>m</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>特 - (3)</td> <td>クラックシール工 A</td> <td>54</td> <td>kg</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>特 - (4)</td> <td>クラックシート工 A</td> <td>109</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>特 - (5)</td> <td>端部止水処理工 A</td> <td>167</td> <td>m</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">單 値 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目番号</th> <th>項 目</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単 価</th> <th>金 額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>16 - (7)</td> <td>路面標示工 路面標示 J I S 規格型B 1 (Y)</td> <td>12,987</td> <td>m</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>16 - (7)</td> <td>路面標示工 路面標示 J I S 規格型C 1</td> <td>51</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>16 - (7)</td> <td>路面標示工 路面標示 J I S 規格型C 1 (Y)</td> <td>1,604</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>16 - (19)</td> <td>車線分離標 縁石A (Y)</td> <td>100</td> <td>基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>16 - (22)</td> <td>車線分離標撤去設置工 ボールA (Y)</td> <td>179</td> <td>基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>16 - (22)</td> <td>車線分離標撤去設置工 縁石A (Y)</td> <td>10</td> <td>基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>特 - (1)</td> <td>車線分離標撤去工 コンクリート縁石A (Y)</td> <td>3,100</td> <td>kg</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>特 - (2)</td> <td>注意喚起溝工 A</td> <td>2,346</td> <td>m</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>特 - (2)</td> <td>注意喚起溝工 A (Y)</td> <td>6,202</td> <td>m</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>特 - (3)</td> <td>クラックシール工 A</td> <td>54</td> <td>kg</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>特 - (4)</td> <td>クラックシート工 A</td> <td>109</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>特 - (5)</td> <td>端部止水処理工 A</td> <td>167</td> <td>m</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘要	13	16 - (7)	路面標示工 路面標示 J I S 規格型B 1 (Y)	12,587	m				14	16 - (7)	路面標示工 路面標示 J I S 規格型C 1	51	m ²				15	16 - (7)	路面標示工 路面標示 J I S 規格型C 1 (Y)	1,604	m ²				16	16 - (19)	車線分離標 縁石A (Y)	100	基				17	16 - (22)	車線分離標撤去設置工 ボールA (Y)	179	基				18	16 - (22)	車線分離標撤去設置工 縁石A (Y)	10	基				19	特 - (1)	車線分離標撤去工 コンクリート縁石A (Y)	3,100	kg				20	特 - (2)	注意喚起溝工 A	2,345	m				21	特 - (2)	注意喚起溝工 A (Y)	6,202	m				22	特 - (3)	クラックシール工 A	54	kg				23	特 - (4)	クラックシート工 A	109	m ²				24	特 - (5)	端部止水処理工 A	167	m				番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘要	13	16 - (7)	路面標示工 路面標示 J I S 規格型B 1 (Y)	12,987	m				14	16 - (7)	路面標示工 路面標示 J I S 規格型C 1	51	m ²				15	16 - (7)	路面標示工 路面標示 J I S 規格型C 1 (Y)	1,604	m ²				16	16 - (19)	車線分離標 縁石A (Y)	100	基				17	16 - (22)	車線分離標撤去設置工 ボールA (Y)	179	基				18	16 - (22)	車線分離標撤去設置工 縁石A (Y)	10	基				19	特 - (1)	車線分離標撤去工 コンクリート縁石A (Y)	3,100	kg				20	特 - (2)	注意喚起溝工 A	2,346	m				21	特 - (2)	注意喚起溝工 A (Y)	6,202	m				22	特 - (3)	クラックシール工 A	54	kg				23	特 - (4)	クラックシート工 A	109	m ²				24	特 - (5)	端部止水処理工 A	167	m				<p style="text-align: center;">正</p>
番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘要																																																																																																																																																																																																											
13	16 - (7)	路面標示工 路面標示 J I S 規格型B 1 (Y)	12,587	m																																																																																																																																																																																																														
14	16 - (7)	路面標示工 路面標示 J I S 規格型C 1	51	m ²																																																																																																																																																																																																														
15	16 - (7)	路面標示工 路面標示 J I S 規格型C 1 (Y)	1,604	m ²																																																																																																																																																																																																														
16	16 - (19)	車線分離標 縁石A (Y)	100	基																																																																																																																																																																																																														
17	16 - (22)	車線分離標撤去設置工 ボールA (Y)	179	基																																																																																																																																																																																																														
18	16 - (22)	車線分離標撤去設置工 縁石A (Y)	10	基																																																																																																																																																																																																														
19	特 - (1)	車線分離標撤去工 コンクリート縁石A (Y)	3,100	kg																																																																																																																																																																																																														
20	特 - (2)	注意喚起溝工 A	2,345	m																																																																																																																																																																																																														
21	特 - (2)	注意喚起溝工 A (Y)	6,202	m																																																																																																																																																																																																														
22	特 - (3)	クラックシール工 A	54	kg																																																																																																																																																																																																														
23	特 - (4)	クラックシート工 A	109	m ²																																																																																																																																																																																																														
24	特 - (5)	端部止水処理工 A	167	m																																																																																																																																																																																																														
番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘要																																																																																																																																																																																																											
13	16 - (7)	路面標示工 路面標示 J I S 規格型B 1 (Y)	12,987	m																																																																																																																																																																																																														
14	16 - (7)	路面標示工 路面標示 J I S 規格型C 1	51	m ²																																																																																																																																																																																																														
15	16 - (7)	路面標示工 路面標示 J I S 規格型C 1 (Y)	1,604	m ²																																																																																																																																																																																																														
16	16 - (19)	車線分離標 縁石A (Y)	100	基																																																																																																																																																																																																														
17	16 - (22)	車線分離標撤去設置工 ボールA (Y)	179	基																																																																																																																																																																																																														
18	16 - (22)	車線分離標撤去設置工 縁石A (Y)	10	基																																																																																																																																																																																																														
19	特 - (1)	車線分離標撤去工 コンクリート縁石A (Y)	3,100	kg																																																																																																																																																																																																														
20	特 - (2)	注意喚起溝工 A	2,346	m																																																																																																																																																																																																														
21	特 - (2)	注意喚起溝工 A (Y)	6,202	m																																																																																																																																																																																																														
22	特 - (3)	クラックシール工 A	54	kg																																																																																																																																																																																																														
23	特 - (4)	クラックシート工 A	109	m ²																																																																																																																																																																																																														
24	特 - (5)	端部止水処理工 A	167	m																																																																																																																																																																																																														

正誤表

工事名) 道央自動車道 北広島管内北地区舗装補修工事

対象	誤	正																																																																																																																																																																																																																
金抜設計書	<p style="text-align: center;">単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目番号</th> <th>項目</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>特 - (5)</td> <td>端部止水処理工 A (Y)</td> <td>493</td> <td>m</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 車線規制 I × 1 × 0</td> <td>21</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 車線規制 I × 1 × 0 (Y)</td> <td>12</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 車線規制 I × 2 × 0</td> <td>6</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 車線規制 I × 2 × 0 (Y)</td> <td>2</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 車線規制 II × 1 × 0</td> <td>1</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 車線規制 II × 2 × 0</td> <td>2</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 移動規制 A</td> <td>8</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 通行止め閉鎖規制 A (Y)</td> <td>63</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 ランプ閉鎖規制 A (Y)</td> <td>34</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>19 - (2)</td> <td>交通保安要員 交通監視員</td> <td>87</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>19 - (2)</td> <td>交通保安要員 交通監視員 (Y)</td> <td>318</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目番号</th> <th>項目</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>特 - (5)</td> <td>端部止水処理工 A (Y)</td> <td>493</td> <td>m</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 車線規制 I × 1 × 0</td> <td>20</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 車線規制 I × 1 × 0 (Y)</td> <td>12</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 車線規制 I × 2 × 0</td> <td>5</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 車線規制 I × 2 × 0 (Y)</td> <td>2</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 車線規制 II × 1 × 0</td> <td>3</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 車線規制 II × 2 × 0</td> <td>2</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 移動規制 A</td> <td>8</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 通行止め閉鎖規制 A (Y)</td> <td>63</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>19 - (1)</td> <td>交通規制工 ランプ閉鎖規制 A (Y)</td> <td>34</td> <td>回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>19 - (2)</td> <td>交通保安要員 交通監視員</td> <td>86</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>19 - (2)</td> <td>交通保安要員 交通監視員 (Y)</td> <td>330</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要	25	特 - (5)	端部止水処理工 A (Y)	493	m				26	19 - (1)	交通規制工 車線規制 I × 1 × 0	21	回				27	19 - (1)	交通規制工 車線規制 I × 1 × 0 (Y)	12	回				28	19 - (1)	交通規制工 車線規制 I × 2 × 0	6	回				29	19 - (1)	交通規制工 車線規制 I × 2 × 0 (Y)	2	回				30	19 - (1)	交通規制工 車線規制 II × 1 × 0	1	回				31	19 - (1)	交通規制工 車線規制 II × 2 × 0	2	回				32	19 - (1)	交通規制工 移動規制 A	8	回				33	19 - (1)	交通規制工 通行止め閉鎖規制 A (Y)	63	回				34	19 - (1)	交通規制工 ランプ閉鎖規制 A (Y)	34	回				35	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員	87	人・日				36	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員 (Y)	318	人・日				番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要	25	特 - (5)	端部止水処理工 A (Y)	493	m				26	19 - (1)	交通規制工 車線規制 I × 1 × 0	20	回				27	19 - (1)	交通規制工 車線規制 I × 1 × 0 (Y)	12	回				28	19 - (1)	交通規制工 車線規制 I × 2 × 0	5	回				29	19 - (1)	交通規制工 車線規制 I × 2 × 0 (Y)	2	回				30	19 - (1)	交通規制工 車線規制 II × 1 × 0	3	回				31	19 - (1)	交通規制工 車線規制 II × 2 × 0	2	回				32	19 - (1)	交通規制工 移動規制 A	8	回				33	19 - (1)	交通規制工 通行止め閉鎖規制 A (Y)	63	回				34	19 - (1)	交通規制工 ランプ閉鎖規制 A (Y)	34	回				35	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員	86	人・日				36	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員 (Y)	330	人・日				<p style="text-align: center;">正</p>
番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要																																																																																																																																																																																																											
25	特 - (5)	端部止水処理工 A (Y)	493	m																																																																																																																																																																																																														
26	19 - (1)	交通規制工 車線規制 I × 1 × 0	21	回																																																																																																																																																																																																														
27	19 - (1)	交通規制工 車線規制 I × 1 × 0 (Y)	12	回																																																																																																																																																																																																														
28	19 - (1)	交通規制工 車線規制 I × 2 × 0	6	回																																																																																																																																																																																																														
29	19 - (1)	交通規制工 車線規制 I × 2 × 0 (Y)	2	回																																																																																																																																																																																																														
30	19 - (1)	交通規制工 車線規制 II × 1 × 0	1	回																																																																																																																																																																																																														
31	19 - (1)	交通規制工 車線規制 II × 2 × 0	2	回																																																																																																																																																																																																														
32	19 - (1)	交通規制工 移動規制 A	8	回																																																																																																																																																																																																														
33	19 - (1)	交通規制工 通行止め閉鎖規制 A (Y)	63	回																																																																																																																																																																																																														
34	19 - (1)	交通規制工 ランプ閉鎖規制 A (Y)	34	回																																																																																																																																																																																																														
35	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員	87	人・日																																																																																																																																																																																																														
36	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員 (Y)	318	人・日																																																																																																																																																																																																														
番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要																																																																																																																																																																																																											
25	特 - (5)	端部止水処理工 A (Y)	493	m																																																																																																																																																																																																														
26	19 - (1)	交通規制工 車線規制 I × 1 × 0	20	回																																																																																																																																																																																																														
27	19 - (1)	交通規制工 車線規制 I × 1 × 0 (Y)	12	回																																																																																																																																																																																																														
28	19 - (1)	交通規制工 車線規制 I × 2 × 0	5	回																																																																																																																																																																																																														
29	19 - (1)	交通規制工 車線規制 I × 2 × 0 (Y)	2	回																																																																																																																																																																																																														
30	19 - (1)	交通規制工 車線規制 II × 1 × 0	3	回																																																																																																																																																																																																														
31	19 - (1)	交通規制工 車線規制 II × 2 × 0	2	回																																																																																																																																																																																																														
32	19 - (1)	交通規制工 移動規制 A	8	回																																																																																																																																																																																																														
33	19 - (1)	交通規制工 通行止め閉鎖規制 A (Y)	63	回																																																																																																																																																																																																														
34	19 - (1)	交通規制工 ランプ閉鎖規制 A (Y)	34	回																																																																																																																																																																																																														
35	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員	86	人・日																																																																																																																																																																																																														
36	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員 (Y)	330	人・日																																																																																																																																																																																																														

正誤表

工事名) 道央自動車道 北広島管内北地区舗装補修工事

正誤表

工事名) 道央自動車道 北広島管内北地区舗装補修工事

対象	誤					正																																																																																		
特記仕様書 5 頁	<p>なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。</p> <p>7-3 夜間作業</p> <p>車線規制（夜間作業と指定した項目）に関する作業については、共通仕様書1-13「作業日」の規定にかかわらず、夜間にて作業を行うことができるものとする。</p> <p>7-4 通行止め等による工事予定</p> <p>通行止め等による工事の予定時期は下表に示すとおりとするが、詳細な日程、区間及び時間帯等については、現在関係機関と協議中であるため、協議完了後に別途監督員が指示するものとする。なお、受注者の責によらない理由により予定日数が変更となった場合は監督員の指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>(1) 通行止め予定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>区間</th> <th>予定時期</th> <th>予定日数</th> <th>通行止 実施工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道東自動車道</td> <td rowspan="2">千歳恵庭JCT～追分町IC (上下線)</td> <td>令和5年5月中旬頃</td> <td>8日間</td> <td rowspan="10">本工事</td> </tr> <tr> <td>令和5年8月中旬頃</td> <td>9日間</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">道東自動車道</td> <td rowspan="5">追分町IC～夕張IC (上下線)</td> <td>令和5年5月下旬頃</td> <td>5日間</td> </tr> <tr> <td>令和5年6月上旬頃</td> <td>6日間</td> </tr> <tr> <td>令和5年8月下旬頃</td> <td>4日間</td> </tr> <tr> <td>令和5年9月上旬頃</td> <td>8日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>7-5 交通規制可能時間</p> <p>下表に示す项目的施工に伴う交通規制可能時間は表中に示す時間内とする。なお、監督員の指示により規制開始の延期又は途中で規制解除（工事中止）を行うことがある。また、受注者は、交通規制による著しい渋滞若しくは、そのおそれがある場合や、交通の危険及び異常気象時には、監督員の指示により、一時規制を解除（工事中止）する措置を講じなければならない。これらの措置に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>(1) 本線部の規制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>上下別</th> <th>施工区間</th> <th>交通規制可能時間帯</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">切削オペーレイ工、打換工、路面標示工、注意喚起溝工、クラッカーシール工、クラックシート工、端部止水処理工</td> <td rowspan="2">上り線</td> <td rowspan="2">道央自動車道 新千歳空港IC～札幌南IC</td> <td>12:00～23:00 (作業時間概ね10時間程度)</td> <td>事前調査含む</td> </tr> <tr> <td>20:00～翌6:00 (作業時間概ね10時間程度)</td> <td>事前調査含む</td> </tr> <tr> <td>上下線</td> <td>道東自動車道 千歳恵庭JCT～夕張IC (完成4車線区間)</td> <td>日出～日没 (作業時間概ね10時間程度)</td> <td>事前調査含む</td> </tr> </tbody> </table>	道路名	区間	予定時期	予定日数	通行止 実施工事	道東自動車道	千歳恵庭JCT～追分町IC (上下線)	令和5年5月中旬頃	8日間	本工事	令和5年8月中旬頃	9日間	道東自動車道	追分町IC～夕張IC (上下線)	令和5年5月下旬頃	5日間	令和5年6月上旬頃	6日間	令和5年8月下旬頃	4日間	令和5年9月上旬頃	8日間			単価表の項目	上下別	施工区間	交通規制可能時間帯	摘要	切削オペーレイ工、打換工、路面標示工、注意喚起溝工、クラッカーシール工、クラックシート工、端部止水処理工	上り線	道央自動車道 新千歳空港IC～札幌南IC	12:00～23:00 (作業時間概ね10時間程度)	事前調査含む	20:00～翌6:00 (作業時間概ね10時間程度)	事前調査含む	上下線	道東自動車道 千歳恵庭JCT～夕張IC (完成4車線区間)	日出～日没 (作業時間概ね10時間程度)	事前調査含む	<p>なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。</p> <p>7-3 夜間作業</p> <p>車線規制（夜間作業と指定した項目）に関する作業については、共通仕様書1-13「作業日」の規定にかかわらず、夜間にて作業を行うことができるものとする。</p> <p>7-4 通行止め等による工事予定</p> <p>通行止め等による工事の予定時期は下表に示すとおりとするが、詳細な日程、区間及び時間帯等については、現在関係機関と協議中であるため、協議完了後に別途監督員が指示するものとする。なお、受注者の責によらない理由により予定日数が変更となった場合は監督員の指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>(1) 通行止め予定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>区間</th> <th>予定時期</th> <th>予定日数</th> <th>通行止 実施工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道東自動車道</td> <td rowspan="2">千歳恵庭JCT～追分町IC (上下線)</td> <td>令和5年5月中旬頃</td> <td>8日間</td> <td rowspan="10">本工事</td> </tr> <tr> <td>令和5年8月中旬頃</td> <td>9日間</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">道東自動車道</td> <td rowspan="5">追分町IC～夕張IC (上下線)</td> <td>令和5年5月下旬頃</td> <td>5日間</td> </tr> <tr> <td>令和5年6月上旬頃</td> <td>6日間</td> </tr> <tr> <td>令和5年8月下旬頃</td> <td>4日間</td> </tr> <tr> <td>令和5年9月上旬頃</td> <td>8日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>7-5 交通規制可能時間</p> <p>下表に示す项目的施工に伴う交通規制可能時間は表中に示す時間内とする。なお、監督員の指示により規制開始の延期又は途中で規制解除（工事中止）を行うことがある。また、受注者は、交通規制による著しい渋滞若しくは、そのおそれがある場合や、交通の危険及び異常気象時には、監督員の指示により、一時規制を解除（工事中止）する措置を講じなければならない。これらの措置に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>(1) 本線部の規制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>上下別</th> <th>施工区間</th> <th>交通規制可能時間帯</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">切削オペーレイ工、打換工、路面標示工、注意喚起溝工、クラッカーシール工、クラックシート工、端部止水処理工</td> <td rowspan="2">上り線</td> <td rowspan="2">道央自動車道 新千歳空港IC～札幌南IC</td> <td>12:00～23:00</td> <td>事前調査含む</td> </tr> <tr> <td>20:00～翌6:00</td> <td>事前調査含む</td> </tr> <tr> <td>上下線</td> <td>道東自動車道 千歳恵庭JCT～夕張IC (完成4車線区間)</td> <td>日出～日没</td> <td>事前調査含む</td> </tr> </tbody> </table>	道路名	区間	予定時期	予定日数	通行止 実施工事	道東自動車道	千歳恵庭JCT～追分町IC (上下線)	令和5年5月中旬頃	8日間	本工事	令和5年8月中旬頃	9日間	道東自動車道	追分町IC～夕張IC (上下線)	令和5年5月下旬頃	5日間	令和5年6月上旬頃	6日間	令和5年8月下旬頃	4日間	令和5年9月上旬頃	8日間			単価表の項目	上下別	施工区間	交通規制可能時間帯	摘要	切削オペーレイ工、打換工、路面標示工、注意喚起溝工、クラッカーシール工、クラックシート工、端部止水処理工	上り線	道央自動車道 新千歳空港IC～札幌南IC	12:00～23:00	事前調査含む	20:00～翌6:00	事前調査含む	上下線	道東自動車道 千歳恵庭JCT～夕張IC (完成4車線区間)	日出～日没	事前調査含む	<p>5</p>					5
道路名	区間	予定時期	予定日数	通行止 実施工事																																																																																				
道東自動車道	千歳恵庭JCT～追分町IC (上下線)	令和5年5月中旬頃	8日間	本工事																																																																																				
		令和5年8月中旬頃	9日間																																																																																					
道東自動車道	追分町IC～夕張IC (上下線)	令和5年5月下旬頃	5日間																																																																																					
		令和5年6月上旬頃	6日間																																																																																					
		令和5年8月下旬頃	4日間																																																																																					
		令和5年9月上旬頃	8日間																																																																																					
単価表の項目	上下別	施工区間	交通規制可能時間帯		摘要																																																																																			
切削オペーレイ工、打換工、路面標示工、注意喚起溝工、クラッカーシール工、クラックシート工、端部止水処理工	上り線	道央自動車道 新千歳空港IC～札幌南IC	12:00～23:00 (作業時間概ね10時間程度)		事前調査含む																																																																																			
			20:00～翌6:00 (作業時間概ね10時間程度)		事前調査含む																																																																																			
	上下線	道東自動車道 千歳恵庭JCT～夕張IC (完成4車線区間)	日出～日没 (作業時間概ね10時間程度)	事前調査含む																																																																																				
道路名	区間	予定時期	予定日数	通行止 実施工事																																																																																				
道東自動車道	千歳恵庭JCT～追分町IC (上下線)	令和5年5月中旬頃	8日間	本工事																																																																																				
		令和5年8月中旬頃	9日間																																																																																					
道東自動車道	追分町IC～夕張IC (上下線)	令和5年5月下旬頃	5日間																																																																																					
		令和5年6月上旬頃	6日間																																																																																					
		令和5年8月下旬頃	4日間																																																																																					
		令和5年9月上旬頃	8日間																																																																																					
単価表の項目	上下別	施工区間	交通規制可能時間帯		摘要																																																																																			
切削オペーレイ工、打換工、路面標示工、注意喚起溝工、クラッカーシール工、クラックシート工、端部止水処理工	上り線	道央自動車道 新千歳空港IC～札幌南IC	12:00～23:00		事前調査含む																																																																																			
			20:00～翌6:00		事前調査含む																																																																																			
	上下線	道東自動車道 千歳恵庭JCT～夕張IC (完成4車線区間)	日出～日没	事前調査含む																																																																																				

正誤表

工事名) 道央自動車道 北広島管内北地区舗装補修工事

対象	誤	正																								
特記仕様書 10 頁	<p>1 2-2 貸与品に関する費用 貸与機械の使用は無償とする。なお、機械の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>1 3. 保安に関する事項</p> <p>1 3-1 工事用車両の運行速度 一般道の人家連担区域等や高速道路上における運行速度は、法定速度若しくは規制速度を遵守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。</p> <p>1 3-2 標識等の設置 共通仕様書 1-25-1 「安全対策」に規定する安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。なお、これに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。 また、高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、危険車両等の誤進入による事故を防止するため、交通規制テープ一部に設置する矢印板においては高輝度反射式、危険車両が接近した際の規制内作業員への警告として用いる警報機付安全旗、大音量電子ホイッスル、交通規制内の工事箇所手前に進入車両強制停止装置等の交通安全対策施設を設置等の措置を講じるものとする。 なお、危険車両対策として実施する高輝度反射式の矢印板、進入車両強制停止装置の費用は関係する単価に含むものとし、警報機付安全旗、大音量電子ホイッスルについては諸経費に含むものとする。 また、安全施設について監督員が追加を指示した場合は、その指示に従わなければならない。 なお、この場合の費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>1 3-3 交通規制 (1) 交通規制は本特記仕様書 2-1-6 によるものとし、工事内容別の交通規制の種別は下表のとおりとする。なお、道路交通法第 80 条の規定に基づく協議により設計図書の変更が生じた場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>交通規制が必要な作業の単価表の項目</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車線規制 I × 1 × 0 車線規制 I × 1 × 0 (Y)</td> <td>切削オペーレイ工、打換工、クラックシール工、クラックシート工、路面標示工、注意喚起溝工、端部止水処理工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車線規制 I × 2 × 0 車線規制 I × 2 × 0 (Y)</td> <td>—</td> <td>事前調査</td> </tr> <tr> <td>車線規制 II × 1 × 0</td> <td>切削オペーレイ工、打換工、クラックシール工、クラックシート工、路面標示工、注意喚起溝工</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	交通規制が必要な作業の単価表の項目	備考	車線規制 I × 1 × 0 車線規制 I × 1 × 0 (Y)	切削オペーレイ工、打換工、クラックシール工、クラックシート工、路面標示工、注意喚起溝工、端部止水処理工		車線規制 I × 2 × 0 車線規制 I × 2 × 0 (Y)	—	事前調査	車線規制 II × 1 × 0	切削オペーレイ工、打換工、クラックシール工、クラックシート工、路面標示工、注意喚起溝工		<p>1 2-2 貸与品に関する費用 貸与機械の使用は無償とする。なお、機械の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>1 3. 保安に関する事項</p> <p>1 3-1 工事用車両の運行速度 一般道の人家連担区域等や高速道路上における運行速度は、法定速度若しくは規制速度を遵守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。</p> <p>1 3-2 標識等の設置 共通仕様書 1-25-1 「安全対策」に規定する安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。なお、これに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。 また、高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、危険車両等の誤進入による事故を防止するため、交通規制テープ一部に設置する矢印板においては高輝度反射式、危険車両が接近した際の規制内作業員への警告として用いる警報機付安全旗、大音量電子ホイッスル、交通規制内の工事箇所手前に進入車両強制停止装置等の交通安全対策施設を設置等の措置を講じるものとする。 なお、危険車両対策として実施する高輝度反射式の矢印板、進入車両強制停止装置の費用は関係する単価に含むものとし、警報機付安全旗、大音量電子ホイッスルについては諸経費に含むものとする。 また、安全施設について監督員が追加を指示した場合は、その指示に従わなければならない。 なお、この場合の費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>1 3-3 交通規制 (1) 交通規制は本特記仕様書 2-1-6 によるものとし、工事内容別の交通規制の種別は下表のとおりとする。なお、道路交通法第 80 条の規定に基づく協議により設計図書の変更が生じた場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>交通規制が必要な作業の単価表の項目</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車線規制 I × 1 × 0 車線規制 I × 1 × 0 (Y)</td> <td>切削オペーレイ工、打換工、クラックシール工、クラックシート工、路面標示工、注意喚起溝工、端部止水処理工</td> <td>事前調査</td> </tr> <tr> <td>車線規制 I × 2 × 0 車線規制 I × 2 × 0 (Y)</td> <td>—</td> <td>事前調査</td> </tr> <tr> <td>車線規制 II × 1 × 0</td> <td>切削オペーレイ工、打換工、クラックシール工、クラックシート工、路面標示工、注意喚起溝工</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	交通規制が必要な作業の単価表の項目	備考	車線規制 I × 1 × 0 車線規制 I × 1 × 0 (Y)	切削オペーレイ工、打換工、クラックシール工、クラックシート工、路面標示工、注意喚起溝工、端部止水処理工	事前調査	車線規制 I × 2 × 0 車線規制 I × 2 × 0 (Y)	—	事前調査	車線規制 II × 1 × 0	切削オペーレイ工、打換工、クラックシール工、クラックシート工、路面標示工、注意喚起溝工	
単価表の項目	交通規制が必要な作業の単価表の項目	備考																								
車線規制 I × 1 × 0 車線規制 I × 1 × 0 (Y)	切削オペーレイ工、打換工、クラックシール工、クラックシート工、路面標示工、注意喚起溝工、端部止水処理工																									
車線規制 I × 2 × 0 車線規制 I × 2 × 0 (Y)	—	事前調査																								
車線規制 II × 1 × 0	切削オペーレイ工、打換工、クラックシール工、クラックシート工、路面標示工、注意喚起溝工																									
単価表の項目	交通規制が必要な作業の単価表の項目	備考																								
車線規制 I × 1 × 0 車線規制 I × 1 × 0 (Y)	切削オペーレイ工、打換工、クラックシール工、クラックシート工、路面標示工、注意喚起溝工、端部止水処理工	事前調査																								
車線規制 I × 2 × 0 車線規制 I × 2 × 0 (Y)	—	事前調査																								
車線規制 II × 1 × 0	切削オペーレイ工、打換工、クラックシール工、クラックシート工、路面標示工、注意喚起溝工																									

正誤表

工事名) 道央自動車道 北広島管内北地区舗装補修工事

対象	誤	正																																																																										
特記仕様書 27 頁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>切削後、施工目地表層側面に施工するアスファルト系I型又はL型の止水テープを施工するもの（H=40 mm）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 材料及び施工 端部止水処理工に使用する材料は、「設計要領第一集（舗装保全編）3-5-2「材料規定」の表3-2-5に示す規格に適合しなければならない。 端部止水処理工の施工は、プライマー塗布前に十分な清掃を実施し、施工を行うものとする。その後プライマーを塗布し、乾燥後アスファルト系止水テープの貼付を行う。</p> <p>(4) 数量の検測 端部止水処理工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。</p> <p>(5) 支払 端部止水処理工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うプライマー塗布、I型又はL型止水テープの設置等の端部止水処理工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと算入する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一（5） 端部止水処理工</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>A（Y）</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>21-6 交通規制工 21-6-1 交通規制工 (1) 種別 1) 土木工事共通仕様書19-3-2「種別」に、下表を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通規制工</td> <td>設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する移動規制に基づき、事前調査のために、路肩移動規制を行うものをいう</td> </tr> <tr> <td>移動規制A</td> <td>設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する車線規制及び路肩規制により、夜間通行止め閉鎖のために、閉鎖規制を行うものをいう</td> </tr> <tr> <td>交通規制工 通行止め閉鎖規制A</td> <td>設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する車線規制及び路肩規制により、夜間通行止め閉鎖のために、閉鎖規制を行うものをいう</td> </tr> <tr> <td>交通規制工 ランプ閉鎖規制A</td> <td>設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩規制により、夜間ランプ閉鎖のために、閉鎖規制を行うものをいう</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 土木工事共通仕様書19-3-2に規定する交通規制工の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>交通規制箇所</th> <th>交通規制内の 主な工事内容</th> <th>規制時間※1</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車線規制 I × 1 × 0</td> <td>施工箇所</td> <td>アスファルト舗装改良工</td> <td>道央自動車道（上り線）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車線規制 II × 1 × 0</td> <td>道央自動車道（上り線）</td> <td>交通管理施設施工</td> <td>12:00~23:00(作業は概)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	A	切削後、施工目地表層側面に施工するアスファルト系I型又はL型の止水テープを施工するもの（H=40 mm）	単価表の項目	検測の単位	特一（5） 端部止水処理工	m	A	m	A（Y）	m	単価表の項目	内 容	交通規制工	設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する移動規制に基づき、事前調査のために、路肩移動規制を行うものをいう	移動規制A	設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する車線規制及び路肩規制により、夜間通行止め閉鎖のために、閉鎖規制を行うものをいう	交通規制工 通行止め閉鎖規制A	設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する車線規制及び路肩規制により、夜間通行止め閉鎖のために、閉鎖規制を行うものをいう	交通規制工 ランプ閉鎖規制A	設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩規制により、夜間ランプ閉鎖のために、閉鎖規制を行うものをいう	単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の 主な工事内容	規制時間※1	摘要	車線規制 I × 1 × 0	施工箇所	アスファルト舗装改良工	道央自動車道（上り線）		車線規制 II × 1 × 0	道央自動車道（上り線）	交通管理施設施工	12:00~23:00(作業は概)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>切削後、施工目地表層側面に施工するアスファルト系I型又はL型の止水テープを施工するもの（H=40 mm）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 材料及び施工 端部止水処理工に使用する材料は、「設計要領第一集（舗装保全編）3-5-2「材料規定」の表3-2-5に示す規格に適合しなければならない。 端部止水処理工の施工は、プライマー塗布前に十分な清掃を実施し、施工を行うものとする。その後プライマーを塗布し、乾燥後アスファルト系止水テープの貼付を行う。</p> <p>(4) 数量の検測 端部止水処理工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。</p> <p>(5) 支払 端部止水処理工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うプライマー塗布、I型又はL型止水テープの設置等の端部止水処理工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと算入する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一（5） 端部止水処理工</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>A（Y）</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>21-6 交通規制工 21-6-1 交通規制工 (1) 種別 1) 土木工事共通仕様書19-3-2「種別」に、下表を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通規制工</td> <td>設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する移動規制に基づき、事前調査のために、路肩移動規制を行うものをいう</td> </tr> <tr> <td>移動規制A</td> <td>設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する車線規制及び路肩規制により、夜間通行止め閉鎖のために、閉鎖規制を行うものをいう</td> </tr> <tr> <td>交通規制工 通行止め閉鎖規制A</td> <td>設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する車線規制及び路肩規制により、夜間通行止め閉鎖のために、閉鎖規制を行うものをいう</td> </tr> <tr> <td>交通規制工 ランプ閉鎖規制A</td> <td>設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩規制により、夜間ランプ閉鎖のために、閉鎖規制を行うものをいう</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 土木工事共通仕様書19-3-2に規定する交通規制工の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>交通規制箇所</th> <th>交通規制内の 主な工事内容</th> <th>規制時間※1</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車線規制 I × 1 × 0</td> <td>施工箇所</td> <td>アスファルト舗装改良工</td> <td>道央自動車道（上り線）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車線規制 II × 1 × 0</td> <td>道央自動車道（上り線）</td> <td>交通管理施設施工</td> <td>12:00~23:00(作業は概)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	A	切削後、施工目地表層側面に施工するアスファルト系I型又はL型の止水テープを施工するもの（H=40 mm）	単価表の項目	検測の単位	特一（5） 端部止水処理工	m	A	m	A（Y）	m	単価表の項目	内 容	交通規制工	設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する移動規制に基づき、事前調査のために、路肩移動規制を行うものをいう	移動規制A	設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する車線規制及び路肩規制により、夜間通行止め閉鎖のために、閉鎖規制を行うものをいう	交通規制工 通行止め閉鎖規制A	設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する車線規制及び路肩規制により、夜間通行止め閉鎖のために、閉鎖規制を行うものをいう	交通規制工 ランプ閉鎖規制A	設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩規制により、夜間ランプ閉鎖のために、閉鎖規制を行うものをいう	単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の 主な工事内容	規制時間※1	摘要	車線規制 I × 1 × 0	施工箇所	アスファルト舗装改良工	道央自動車道（上り線）		車線規制 II × 1 × 0	道央自動車道（上り線）	交通管理施設施工	12:00~23:00(作業は概)	
単価表の項目	区分内容																																																																											
A	切削後、施工目地表層側面に施工するアスファルト系I型又はL型の止水テープを施工するもの（H=40 mm）																																																																											
単価表の項目	検測の単位																																																																											
特一（5） 端部止水処理工	m																																																																											
A	m																																																																											
A（Y）	m																																																																											
単価表の項目	内 容																																																																											
交通規制工	設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する移動規制に基づき、事前調査のために、路肩移動規制を行うものをいう																																																																											
移動規制A	設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する車線規制及び路肩規制により、夜間通行止め閉鎖のために、閉鎖規制を行うものをいう																																																																											
交通規制工 通行止め閉鎖規制A	設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する車線規制及び路肩規制により、夜間通行止め閉鎖のために、閉鎖規制を行うものをいう																																																																											
交通規制工 ランプ閉鎖規制A	設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩規制により、夜間ランプ閉鎖のために、閉鎖規制を行うものをいう																																																																											
単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の 主な工事内容	規制時間※1	摘要																																																																								
車線規制 I × 1 × 0	施工箇所	アスファルト舗装改良工	道央自動車道（上り線）																																																																									
車線規制 II × 1 × 0	道央自動車道（上り線）	交通管理施設施工	12:00~23:00(作業は概)																																																																									
単価表の項目	区分内容																																																																											
A	切削後、施工目地表層側面に施工するアスファルト系I型又はL型の止水テープを施工するもの（H=40 mm）																																																																											
単価表の項目	検測の単位																																																																											
特一（5） 端部止水処理工	m																																																																											
A	m																																																																											
A（Y）	m																																																																											
単価表の項目	内 容																																																																											
交通規制工	設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する移動規制に基づき、事前調査のために、路肩移動規制を行うものをいう																																																																											
移動規制A	設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する車線規制及び路肩規制により、夜間通行止め閉鎖のために、閉鎖規制を行うものをいう																																																																											
交通規制工 通行止め閉鎖規制A	設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する車線規制及び路肩規制により、夜間通行止め閉鎖のために、閉鎖規制を行うものをいう																																																																											
交通規制工 ランプ閉鎖規制A	設計図書及び「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩規制により、夜間ランプ閉鎖のために、閉鎖規制を行うものをいう																																																																											
単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の 主な工事内容	規制時間※1	摘要																																																																								
車線規制 I × 1 × 0	施工箇所	アスファルト舗装改良工	道央自動車道（上り線）																																																																									
車線規制 II × 1 × 0	道央自動車道（上り線）	交通管理施設施工	12:00~23:00(作業は概)																																																																									

正誤表

工事名) 道央自動車道 北広島管内北地区舗装補修工事

対象	誤				正			
特記仕様書 28 頁		道東自動車道の4車線区間		ね10時間)			道東自動車道の4車線区間	ね9時間)
	車線規制 I × 1 × 0 (Y)	施工箇所 道央自動車道(下り線)	アスファルト舗装改良工 交通管理施設施工 事前調査	道央自動車道(下り線) 20:00～翌5:00(作業は概ね8時間)			施工箇所 道央自動車道(下り線)	道央自動車道(下り線) 20:00～翌6:00(作業は概ね8時間)
	車線規制 I × 2 × 0	施工箇所(道央自動車道及び道東自動車道の4車線区間)	事前調査	道東自動車道(4車線区間)日出～日没(作業は概ね10時間)			施工箇所(道央自動車道及び道東自動車道の4車線区間)	道東自動車道(4車線区間)日出～日没(作業は概ね10時間)
	車線規制 I × 2 × 0 (Y)	施工箇所(道央自動車道)	事前調査				施工箇所(道央自動車道)	事前調査
	移動規制A	施工箇所(道東自動車道)	事前調査	日出～日没 (作業は概ね10時間)			施工箇所(道東自動車道)	日出～日没 (作業は概ね10時間)
	通行止め閉鎖規制A (Y)	施工箇所(道東自動車道)	道東自動車道夜間通行止め 追分IC、夕張IC本線閉鎖規制	19:00～翌7:00 (21:00～翌朝5:00)			道東自動車道夜間通行止め 追分IC、夕張IC本線閉鎖規制	19:00～翌7:00 (21:00～翌朝5:00)
	ランプ閉鎖規制A (Y)	施工箇所(道央自動車道)	道東自動車道夜間通行止め 千歳恵庭JCTランプ閉鎖規制	19:00～翌7:00 (21:00～翌朝5:00)	※2		道東自動車道夜間通行止め 千歳恵庭JCTランプ閉鎖規制	19:00～翌7:00 (21:00～翌朝5:00)
※1 上表の規制時間とは、1回規制当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始(標識設置開始)から規制撤去完了(標識撤去完了)までの時間である。なお()内の時間は、設計上の作業時間(交通規制内の休憩時間を含む施工可能時間)を示す。								
なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制内の作業可能時間が大幅に変更となつた場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。また、通行止め閉鎖規制及びランプ等閉鎖は、閉鎖開始1時間前から設置可能であり、閉鎖等解除後に撤去を行うものとする。								
※2 交通規制に使用する標識車は、本特記仕様書12-1によるものとするが、台数が不足している分については受注者で用意するものとする。								
(2) 交通規制の開始の延期及び解除								
交通規制により著しい渋滞若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時に、監督員より交通規制の開始の延期または交通規制の解除(工事中止)指示があった場合、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。								
また、渋滞発生後、工程上交通規制の解除が困難な場合は、その措置について監督員と協議し対策を講ずるものとし、対策に要した費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。								
(3) 交通規制種別の変更								
道路交通法第80条の規定に基づく協議により規制種別の変更が生じた場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。								
(4) 交通規制工実施報告書の提出時期について								
受注者は、共通仕様書19-3-3「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書を翌月上旬までに監督員に提出するものとする。								
※1 上表の規制時間とは、1回規制当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始(標識設置開始)から規制撤去完了(標識撤去完了)までの時間である。なお()内の時間は、設計上の作業時間(交通規制内の休憩時間を含む施工可能時間)を示す。								
なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制内の作業可能時間が大幅に変更となつた場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。また、通行止め閉鎖規制及びランプ等閉鎖は、閉鎖開始1時間前から設置可能であり、閉鎖等解除後に撤去を行うものとする。								
※2 交通規制に使用する標識車は、本特記仕様書12-1によるものとするが、台数が不足している分については受注者で用意するものとする。								
(2) 交通規制の開始の延期及び解除								
交通規制により著しい渋滞若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時に、監督員より交通規制の開始の延期または交通規制の解除(工事中止)指示があった場合、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。								
また、渋滞発生後、工程上交通規制の解除が困難な場合は、その措置について監督員と協議し対策を講ずるものとし、対策に要した費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。								
(3) 交通規制種別の変更								
道路交通法第80条の規定に基づく協議により規制種別の変更が生じた場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。								
(4) 交通規制工実施報告書の提出時期について								
受注者は、共通仕様書19-3-3「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書を翌月上旬までに監督員に提出するものとする。								

正誤表

工事名) 道央自動車道 北広島管内北地区舗装補修工事

正誤表

工事名) 道央自動車道 北広島管内北地区舗装補修工事

正誤表

工事名) 道央自動車道 北広島管内北地区舗装補修工事

正誤表

工事名) 道央自動車道 北広島管内北地区舗装補修工事

正誤表

工事名) 道央自動車道 北広島管内北地区舗装補修工事

対象	誤																																			
設計図 数量表(3)	数量表(3)																																			
通行止め区間(道東自動車道 追分町IC~夕張IC区間)																																				
4 / 42																																				
工区	地盤区分	上下段差	勾配(%)	高さ(段数)	幅員(m)	内側	外側	規制距離	幅員区分	構造物名	施工法	m2	m2	m2	m2	m	m	m	m																	
工区番号	13-(10)	13-(10)	13-(10)	13-(10)	13-(10)	13-(10)	13-(10)	13-(10)	13-(10)	13-(12)	13-(12)	14-(07)	14-(07)	14-(07)	14-(07)	14-(07)	14-(07)	14-(07)																		
裏排水	13-01	A-1	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-02	13-03	14-01	14-02	14-03	14-04	14-05	14-06	14-07																		
裏排水	13-02	A-2	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-04	13-05	14-03	14-04	14-05	14-06	14-07	14-08	14-09																		
裏排水	13-03	A-3	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-06	13-07	14-04	14-05	14-06	14-07	14-08	14-09	14-10																		
裏排水	13-04	A-4	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-08	13-09	14-05	14-06	14-07	14-08	14-09	14-10	14-11																		
裏排水	13-05	A-5	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-10	13-11	14-06	14-07	14-08	14-09	14-10	14-11	14-12																		
裏排水	13-06	A-6	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-12	13-13	14-07	14-08	14-09	14-10	14-11	14-12	14-13																		
裏排水	13-07	A-7	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-14	13-15	14-08	14-09	14-10	14-11	14-12	14-13	14-14																		
裏排水	13-08	A-8	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-16	13-17	14-09	14-10	14-11	14-12	14-13	14-14	14-15																		
裏排水	13-09	A-9	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-18	13-19	14-10	14-11	14-12	14-13	14-14	14-15	14-16																		
裏排水	13-10	A-10	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-20	13-21	14-11	14-12	14-13	14-14	14-15	14-16	14-17																		
裏排水	13-11	A-11	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-22	13-23	14-12	14-13	14-14	14-15	14-16	14-17	14-18																		
裏排水	13-12	A-12	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-24	13-25	14-13	14-14	14-15	14-16	14-17	14-18	14-19																		
裏排水	13-13	A-13	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-26	13-27	14-14	14-15	14-16	14-17	14-18	14-19	14-20																		
裏排水	13-14	A-14	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-28	13-29	14-15	14-16	14-17	14-18	14-19	14-20	14-21																		
裏排水	13-15	A-15	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-30	13-31	14-16	14-17	14-18	14-19	14-20	14-21	14-22																		
裏排水	13-16	A-16	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-32	13-33	14-17	14-18	14-19	14-20	14-21	14-22	14-23																		
裏排水	13-17	A-17	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-34	13-35	14-18	14-19	14-20	14-21	14-22	14-23	14-24																		
裏排水	13-18	A-18	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-36	13-37	14-19	14-20	14-21	14-22	14-23	14-24	14-25																		
裏排水	13-19	A-19	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-38	13-39	14-20	14-21	14-22	14-23	14-24	14-25	14-26																		
裏排水	13-20	A-20	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-40	13-41	14-21	14-22	14-23	14-24	14-25	14-26	14-27																		
裏排水	13-21	A-21	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-42	13-43	14-22	14-23	14-24	14-25	14-26	14-27	14-28																		
裏排水	13-22	A-22	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-44	13-45	14-23	14-24	14-25	14-26	14-27	14-28	14-29																		
裏排水	13-23	A-23	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-46	13-47	14-24	14-25	14-26	14-27	14-28	14-29	14-30																		
裏排水	13-24	A-24	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-48	13-49	14-25	14-26	14-27	14-28	14-29	14-30	14-31																		
裏排水	13-25	A-25	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-50	13-51	14-26	14-27	14-28	14-29	14-30	14-31	14-32																		
裏排水	13-26	A-26	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-52	13-53	14-27	14-28	14-29	14-30	14-31	14-32	14-33																		
裏排水	13-27	A-27	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-54	13-55	14-28	14-29	14-30	14-31	14-32	14-33	14-34																		
裏排水	13-28	A-28	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-56	13-57	14-29	14-30	14-31	14-32	14-33	14-34	14-35																		
裏排水	13-29	A-29	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-58	13-59	14-30	14-31	14-32	14-33	14-34	14-35	14-36																		
裏排水	13-30	A-30	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-60	13-61	14-31	14-32	14-33	14-34	14-35	14-36	14-37																		
裏排水	13-31	A-31	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-62	13-63	14-32	14-33	14-34	14-35	14-36	14-37	14-38																		
裏排水	13-32	A-32	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-64	13-65	14-33	14-34	14-35	14-36	14-37	14-38	14-39																		
裏排水	13-33	A-33	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-66	13-67	14-34	14-35	14-36	14-37	14-38	14-39	14-40																		
裏排水	13-34	A-34	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-68	13-69	14-35	14-36	14-37	14-38	14-39	14-40	14-41																		
裏排水	13-35	A-35	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-70	13-71	14-36	14-37	14-38	14-39	14-40	14-41	14-42																		
裏排水	13-36	A-36	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-72	13-73	14-37	14-38	14-39	14-40	14-41	14-42	14-43																		
裏排水	13-37	A-37	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-74	13-75	14-38	14-39	14-40	14-41	14-42	14-43	14-44																		
裏排水	13-38	A-38	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-76	13-77	14-39	14-40	14-41	14-42	14-43	14-44	14-45																		
裏排水	13-39	A-39	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-78	13-79	14-40	14-41	14-42	14-43	14-44	14-45	14-46																		
裏排水	13-40	A-40	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-80	13-81	14-41	14-42	14-43	14-44	14-45	14-46	14-47																		
裏排水	13-41	A-41	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-82	13-83	14-42	14-43	14-44	14-45	14-46	14-47	14-48																		
裏排水	13-42	A-42	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-84	13-85	14-43	14-44	14-45	14-46	14-47	14-48	14-49																		
裏排水	13-43	A-43	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-86	13-87	14-44	14-45	14-46	14-47	14-48	14-49	14-50																		
裏排水	13-44	A-44	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-88	13-89	14-45	14-46	14-47	14-48	14-49	14-50	14-51																		
裏排水	13-45	A-45	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-90	13-91	14-46	14-47	14-48	14-49	14-50	14-51	14-52																		
裏排水	13-46	A-46	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-92	13-93	14-47	14-48	14-49	14-50	14-51	14-52	14-53																		
裏排水	13-47	A-47	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-94	13-95	14-48	14-49	14-50	14-51	14-52	14-53	14-54																		
裏排水	13-48	A-48	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-96	13-97	14-49	14-50	14-51	14-52	14-53	14-54	14-55																		
裏排水	13-49	A-49	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-98	13-99	14-50	14-51	14-52	14-53	14-54	14-55	14-56																		
裏排水	13-50	A-50	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-100	13-101	14-51	14-52	14-53	14-54	14-55	14-56	14-57																		
裏排水	13-51	A-51	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-102	13-103	14-52	14-53	14-54	14-55	14-56	14-57	14-58																		
裏排水	13-52	A-52	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-104	13-105	14-53	14-54	14-55	14-56	14-57	14-58	14-59																		
裏排水	13-53	A-53	22.975	~ 22.974	69	3.200	0.0	0.0	0.0	13-106	13-107	14-54	14-55	14-56	14-57	14-58	14-59	14-60																		
裏排水	13-54																																			

正誤表

工事名) 道央自動車道 北広島管内北地区舗装補修工事

正誤表

工事名) 道央自動車道 北広島管内北地区舗装補修工事

正誤表

工事名) 道央自動車道 北広島管内北地区舗装補修工事

正誤表

工事名) 道央自動車道 北広島管内北地区舗装補修工事

対象	誤	正																																																																																																																											
割掛対象表 参考内訳書	<p>割掛対象表参考内訳書</p> <p>【共通仮設費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th><th>工事の内容</th><th>数量内訳（参考）</th><th>図面</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用機械運搬費</td><td>質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料を要する費用をいう。</td><td>貨物自動車による運搬 R5年度 大型切削機・重量29t・2台・1往復 運搬距離 41.6km（片道・平均）程度</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th><th>工事の内容</th><th>数量内訳（参考）</th><th>図面</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装修繕工事機械 現場内移動費</td><td>高速道路上で行う舗装修繕工事における、基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。</td><td>R5年度 切削オーバーレイ工、打換工 施工時 1)運搬回数（搬入：昼間、搬出：夜間） <table border="1"><thead><tr><th>機種</th><th>運搬回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型切削機</td><td>延べ20回</td></tr><tr><td>A3フィニッシャ</td><td>延べ16回</td></tr><tr><td>マカダムローラ</td><td>延べ16回</td></tr><tr><td>タイヤローラ</td><td>延べ20回</td></tr></tbody></table> 2)運搬回数（搬入：夜間、搬出：昼間） <table border="1"><thead><tr><th>機種</th><th>運搬回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型切削機</td><td>延べ59回</td></tr><tr><td>A3フィニッシャ</td><td>延べ59回</td></tr><tr><td>マカダムローラ</td><td>延べ59回</td></tr><tr><td>タイヤローラ</td><td>延べ59回</td></tr></tbody></table> 3)運搬距離 <table border="1"><thead><tr><th>機種</th><th>運搬回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型切削機</td><td>19km程度（片道・平均）</td></tr><tr><td>A3フィニッシャ</td><td>19km程度（片道・平均）</td></tr><tr><td>マカダムローラ</td><td>19km程度（片道・平均）</td></tr><tr><td>タイヤローラ</td><td>19km程度（片道・平均）</td></tr></tbody></table></td><td>-</td></tr> <tr> <td>はく離抵抗試験費 A</td><td>アスファルト混合物に対して行うはく離抵抗性試験（試験法244）に要する費用をいう。</td><td>試験数-6枚 (混合物内訳) ・高機能舗装II型用混合物：2枚 ・基層用混合物：4枚</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <p>【雑工事費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th><th>工事の内容</th><th>数量内訳（参考）</th><th>図面</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験舗装費 A</td><td>高機能II型用混合物（4.0cm）及び基層用混合物（6.0cm）の試験舗装に要する費用をいう。</td><td>(混合物内訳) ・高機能舗装II型用混合物 追分町IC: 150m程度 × 厚さ4.0cm ・基層用混合物 追分町IC: 150m程度 × 厚さ6.0cm ※試験舗装に伴う工事用機械の運搬は「工事用機械運搬費」および「舗装修繕工事機械現場内移動費」に含む</td><td>-</td></tr> <tr> <td>試験舗装費 B</td><td>基層用混合物（10.0cm）の試験舗装に要する費用をいう。</td><td>(混合物内訳) ・基層用混合物 追分町IC: 150m程度 × 厚さ10.0cm ※試験舗装に伴う工事用機械の運搬は「工事用機械運搬費」および「舗装修繕工事機械現場内移動費」に含む</td><td>-</td></tr> <tr> <td>クラック調査費</td><td>土工部の路面ひび割れ箇所等を近接目視により調査し、ひび割れ深さを確認するための供試体採取に要する費用をいう。</td><td>打換工A-1、打換工A-2箇所あたり 本採取とする。 供試体採取本数 打換工A-1 - 15本/箇所 打換工A-2 - 21本/箇所</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛け対象表の項目名称</th><th>工事の内容</th><th>数量内訳（参考）</th><th>図面</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用機械運搬費</td><td>質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬及び運搬時の損料を要する費用をいう。</td><td>貨物自動車による運搬 R5年度 大型切削機・重量29t・2台・1往復 運搬距離 41.6km（片道・平均）程度</td><td>-</td></tr> <tr> <td>舗装修繕工事機械 現場内移動費</td><td>高速道路上で行う舗装修繕工事における、基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。</td><td>R5年度 切削オーバーレイ工、打換工 施工時 1)運搬回数（搬入：昼間、搬出：夜間） <table border="1"><thead><tr><th>機種</th><th>運搬回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型切削機</td><td>延べ16回</td></tr><tr><td>A3フィニッシャ</td><td>延べ14回</td></tr><tr><td>マカダムローラ</td><td>延べ14回</td></tr><tr><td>タイヤローラ</td><td>延べ16回</td></tr></tbody></table> 2)運搬回数（搬入：夜間、搬出：昼間） <table border="1"><thead><tr><th>機種</th><th>運搬回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型切削機</td><td>延べ62回</td></tr><tr><td>A3フィニッシャ</td><td>延べ62回</td></tr><tr><td>マカダムローラ</td><td>延べ62回</td></tr><tr><td>タイヤローラ</td><td>延べ62回</td></tr></tbody></table> 3)運搬距離 <table border="1"><thead><tr><th>機種</th><th>運搬回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型切削機</td><td>20km程度（片道・平均）</td></tr><tr><td>A3フィニッシャ</td><td>20km程度（片道・平均）</td></tr><tr><td>マカダムローラ</td><td>20km程度（片道・平均）</td></tr><tr><td>タイヤローラ</td><td>20km程度（片道・平均）</td></tr></tbody></table></td><td>-</td></tr> <tr> <td>はく離抵抗試験費 A</td><td>アスファルト混合物に対して行うはく離抵抗性試験（試験法244）に要する費用をいう。</td><td>試験数-6枚 (混合物内訳) ・高機能舗装II型用混合物：2枚 ・基層用混合物：4枚</td><td>-</td></tr> <tr> <td>試験舗装費 A</td><td>高機能II型用混合物（4.0cm）及び基層用混合物（6.0cm）の試験舗装に要する費用をいう。</td><td>(混合物内訳) ・高機能舗装II型用混合物 追分町IC: 150m程度 × 厚さ4.0cm ・基層用混合物 追分町IC: 150m程度 × 厚さ6.0cm ※試験舗装に伴う工事用機械の運搬は「工事用機械運搬費」および「舗装修繕工事機械現場内移動費」に含む</td><td>-</td></tr> <tr> <td>試験舗装費 B</td><td>基層用混合物（10.0cm）の試験舗装に要する費用をいう。</td><td>(混合物内訳) ・基層用混合物 追分町IC: 150m程度 × 厚さ10.0cm ※試験舗装に伴う工事用機械の運搬は「工事用機械運搬費」および「舗装修繕工事機械現場内移動費」に含む</td><td>-</td></tr> <tr> <td>クラック調査費</td><td>土工部の路面ひび割れ箇所等を近接目視により調査し、ひび割れ深さを確認するための供試体採取に要する費用をいう。</td><td>打換工A-1、打換工A-2箇所あたり 1本採取とする。 供試体採取本数 打換工A-1 - 15本/箇所 打換工A-2 - 21本/箇所</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面	工事用機械運搬費	質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料を要する費用をいう。	貨物自動車による運搬 R5年度 大型切削機・重量29t・2台・1往復 運搬距離 41.6km（片道・平均）程度	-	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面	舗装修繕工事機械 現場内移動費	高速道路上で行う舗装修繕工事における、基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	R5年度 切削オーバーレイ工、打換工 施工時 1)運搬回数（搬入：昼間、搬出：夜間） <table border="1"><thead><tr><th>機種</th><th>運搬回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型切削機</td><td>延べ20回</td></tr><tr><td>A3フィニッシャ</td><td>延べ16回</td></tr><tr><td>マカダムローラ</td><td>延べ16回</td></tr><tr><td>タイヤローラ</td><td>延べ20回</td></tr></tbody></table> 2)運搬回数（搬入：夜間、搬出：昼間） <table border="1"><thead><tr><th>機種</th><th>運搬回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型切削機</td><td>延べ59回</td></tr><tr><td>A3フィニッシャ</td><td>延べ59回</td></tr><tr><td>マカダムローラ</td><td>延べ59回</td></tr><tr><td>タイヤローラ</td><td>延べ59回</td></tr></tbody></table> 3)運搬距離 <table border="1"><thead><tr><th>機種</th><th>運搬回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型切削機</td><td>19km程度（片道・平均）</td></tr><tr><td>A3フィニッシャ</td><td>19km程度（片道・平均）</td></tr><tr><td>マカダムローラ</td><td>19km程度（片道・平均）</td></tr><tr><td>タイヤローラ</td><td>19km程度（片道・平均）</td></tr></tbody></table>	機種	運搬回数	大型切削機	延べ20回	A3フィニッシャ	延べ16回	マカダムローラ	延べ16回	タイヤローラ	延べ20回	機種	運搬回数	大型切削機	延べ59回	A3フィニッシャ	延べ59回	マカダムローラ	延べ59回	タイヤローラ	延べ59回	機種	運搬回数	大型切削機	19km程度（片道・平均）	A3フィニッシャ	19km程度（片道・平均）	マカダムローラ	19km程度（片道・平均）	タイヤローラ	19km程度（片道・平均）	-	はく離抵抗試験費 A	アスファルト混合物に対して行うはく離抵抗性試験（試験法244）に要する費用をいう。	試験数-6枚 (混合物内訳) ・高機能舗装II型用混合物：2枚 ・基層用混合物：4枚	-	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面	試験舗装費 A	高機能II型用混合物（4.0cm）及び基層用混合物（6.0cm）の試験舗装に要する費用をいう。	(混合物内訳) ・高機能舗装II型用混合物 追分町IC: 150m程度 × 厚さ4.0cm ・基層用混合物 追分町IC: 150m程度 × 厚さ6.0cm ※試験舗装に伴う工事用機械の運搬は「工事用機械運搬費」および「舗装修繕工事機械現場内移動費」に含む	-	試験舗装費 B	基層用混合物（10.0cm）の試験舗装に要する費用をいう。	(混合物内訳) ・基層用混合物 追分町IC: 150m程度 × 厚さ10.0cm ※試験舗装に伴う工事用機械の運搬は「工事用機械運搬費」および「舗装修繕工事機械現場内移動費」に含む	-	クラック調査費	土工部の路面ひび割れ箇所等を近接目視により調査し、ひび割れ深さを確認するための供試体採取に要する費用をいう。	打換工A-1、打換工A-2箇所あたり 本採取とする。 供試体採取本数 打換工A-1 - 15本/箇所 打換工A-2 - 21本/箇所	-	割掛け対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面	工事用機械運搬費	質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬及び運搬時の損料を要する費用をいう。	貨物自動車による運搬 R5年度 大型切削機・重量29t・2台・1往復 運搬距離 41.6km（片道・平均）程度	-	舗装修繕工事機械 現場内移動費	高速道路上で行う舗装修繕工事における、基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	R5年度 切削オーバーレイ工、打換工 施工時 1)運搬回数（搬入：昼間、搬出：夜間） <table border="1"><thead><tr><th>機種</th><th>運搬回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型切削機</td><td>延べ16回</td></tr><tr><td>A3フィニッシャ</td><td>延べ14回</td></tr><tr><td>マカダムローラ</td><td>延べ14回</td></tr><tr><td>タイヤローラ</td><td>延べ16回</td></tr></tbody></table> 2)運搬回数（搬入：夜間、搬出：昼間） <table border="1"><thead><tr><th>機種</th><th>運搬回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型切削機</td><td>延べ62回</td></tr><tr><td>A3フィニッシャ</td><td>延べ62回</td></tr><tr><td>マカダムローラ</td><td>延べ62回</td></tr><tr><td>タイヤローラ</td><td>延べ62回</td></tr></tbody></table> 3)運搬距離 <table border="1"><thead><tr><th>機種</th><th>運搬回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型切削機</td><td>20km程度（片道・平均）</td></tr><tr><td>A3フィニッシャ</td><td>20km程度（片道・平均）</td></tr><tr><td>マカダムローラ</td><td>20km程度（片道・平均）</td></tr><tr><td>タイヤローラ</td><td>20km程度（片道・平均）</td></tr></tbody></table>	機種	運搬回数	大型切削機	延べ16回	A3フィニッシャ	延べ14回	マカダムローラ	延べ14回	タイヤローラ	延べ16回	機種	運搬回数	大型切削機	延べ62回	A3フィニッシャ	延べ62回	マカダムローラ	延べ62回	タイヤローラ	延べ62回	機種	運搬回数	大型切削機	20km程度（片道・平均）	A3フィニッシャ	20km程度（片道・平均）	マカダムローラ	20km程度（片道・平均）	タイヤローラ	20km程度（片道・平均）	-	はく離抵抗試験費 A	アスファルト混合物に対して行うはく離抵抗性試験（試験法244）に要する費用をいう。	試験数-6枚 (混合物内訳) ・高機能舗装II型用混合物：2枚 ・基層用混合物：4枚	-	試験舗装費 A	高機能II型用混合物（4.0cm）及び基層用混合物（6.0cm）の試験舗装に要する費用をいう。	(混合物内訳) ・高機能舗装II型用混合物 追分町IC: 150m程度 × 厚さ4.0cm ・基層用混合物 追分町IC: 150m程度 × 厚さ6.0cm ※試験舗装に伴う工事用機械の運搬は「工事用機械運搬費」および「舗装修繕工事機械現場内移動費」に含む	-	試験舗装費 B	基層用混合物（10.0cm）の試験舗装に要する費用をいう。	(混合物内訳) ・基層用混合物 追分町IC: 150m程度 × 厚さ10.0cm ※試験舗装に伴う工事用機械の運搬は「工事用機械運搬費」および「舗装修繕工事機械現場内移動費」に含む	-	クラック調査費	土工部の路面ひび割れ箇所等を近接目視により調査し、ひび割れ深さを確認するための供試体採取に要する費用をいう。	打換工A-1、打換工A-2箇所あたり 1本採取とする。 供試体採取本数 打換工A-1 - 15本/箇所 打換工A-2 - 21本/箇所	-
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面																																																																																																																										
工事用機械運搬費	質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料を要する費用をいう。	貨物自動車による運搬 R5年度 大型切削機・重量29t・2台・1往復 運搬距離 41.6km（片道・平均）程度	-																																																																																																																										
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面																																																																																																																										
舗装修繕工事機械 現場内移動費	高速道路上で行う舗装修繕工事における、基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	R5年度 切削オーバーレイ工、打換工 施工時 1)運搬回数（搬入：昼間、搬出：夜間） <table border="1"><thead><tr><th>機種</th><th>運搬回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型切削機</td><td>延べ20回</td></tr><tr><td>A3フィニッシャ</td><td>延べ16回</td></tr><tr><td>マカダムローラ</td><td>延べ16回</td></tr><tr><td>タイヤローラ</td><td>延べ20回</td></tr></tbody></table> 2)運搬回数（搬入：夜間、搬出：昼間） <table border="1"><thead><tr><th>機種</th><th>運搬回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型切削機</td><td>延べ59回</td></tr><tr><td>A3フィニッシャ</td><td>延べ59回</td></tr><tr><td>マカダムローラ</td><td>延べ59回</td></tr><tr><td>タイヤローラ</td><td>延べ59回</td></tr></tbody></table> 3)運搬距離 <table border="1"><thead><tr><th>機種</th><th>運搬回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型切削機</td><td>19km程度（片道・平均）</td></tr><tr><td>A3フィニッシャ</td><td>19km程度（片道・平均）</td></tr><tr><td>マカダムローラ</td><td>19km程度（片道・平均）</td></tr><tr><td>タイヤローラ</td><td>19km程度（片道・平均）</td></tr></tbody></table>	機種	運搬回数	大型切削機	延べ20回	A3フィニッシャ	延べ16回	マカダムローラ	延べ16回	タイヤローラ	延べ20回	機種	運搬回数	大型切削機	延べ59回	A3フィニッシャ	延べ59回	マカダムローラ	延べ59回	タイヤローラ	延べ59回	機種	運搬回数	大型切削機	19km程度（片道・平均）	A3フィニッシャ	19km程度（片道・平均）	マカダムローラ	19km程度（片道・平均）	タイヤローラ	19km程度（片道・平均）	-																																																																																												
機種	運搬回数																																																																																																																												
大型切削機	延べ20回																																																																																																																												
A3フィニッシャ	延べ16回																																																																																																																												
マカダムローラ	延べ16回																																																																																																																												
タイヤローラ	延べ20回																																																																																																																												
機種	運搬回数																																																																																																																												
大型切削機	延べ59回																																																																																																																												
A3フィニッシャ	延べ59回																																																																																																																												
マカダムローラ	延べ59回																																																																																																																												
タイヤローラ	延べ59回																																																																																																																												
機種	運搬回数																																																																																																																												
大型切削機	19km程度（片道・平均）																																																																																																																												
A3フィニッシャ	19km程度（片道・平均）																																																																																																																												
マカダムローラ	19km程度（片道・平均）																																																																																																																												
タイヤローラ	19km程度（片道・平均）																																																																																																																												
はく離抵抗試験費 A	アスファルト混合物に対して行うはく離抵抗性試験（試験法244）に要する費用をいう。	試験数-6枚 (混合物内訳) ・高機能舗装II型用混合物：2枚 ・基層用混合物：4枚	-																																																																																																																										
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面																																																																																																																										
試験舗装費 A	高機能II型用混合物（4.0cm）及び基層用混合物（6.0cm）の試験舗装に要する費用をいう。	(混合物内訳) ・高機能舗装II型用混合物 追分町IC: 150m程度 × 厚さ4.0cm ・基層用混合物 追分町IC: 150m程度 × 厚さ6.0cm ※試験舗装に伴う工事用機械の運搬は「工事用機械運搬費」および「舗装修繕工事機械現場内移動費」に含む	-																																																																																																																										
試験舗装費 B	基層用混合物（10.0cm）の試験舗装に要する費用をいう。	(混合物内訳) ・基層用混合物 追分町IC: 150m程度 × 厚さ10.0cm ※試験舗装に伴う工事用機械の運搬は「工事用機械運搬費」および「舗装修繕工事機械現場内移動費」に含む	-																																																																																																																										
クラック調査費	土工部の路面ひび割れ箇所等を近接目視により調査し、ひび割れ深さを確認するための供試体採取に要する費用をいう。	打換工A-1、打換工A-2箇所あたり 本採取とする。 供試体採取本数 打換工A-1 - 15本/箇所 打換工A-2 - 21本/箇所	-																																																																																																																										
割掛け対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面																																																																																																																										
工事用機械運搬費	質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬及び運搬時の損料を要する費用をいう。	貨物自動車による運搬 R5年度 大型切削機・重量29t・2台・1往復 運搬距離 41.6km（片道・平均）程度	-																																																																																																																										
舗装修繕工事機械 現場内移動費	高速道路上で行う舗装修繕工事における、基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	R5年度 切削オーバーレイ工、打換工 施工時 1)運搬回数（搬入：昼間、搬出：夜間） <table border="1"><thead><tr><th>機種</th><th>運搬回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型切削機</td><td>延べ16回</td></tr><tr><td>A3フィニッシャ</td><td>延べ14回</td></tr><tr><td>マカダムローラ</td><td>延べ14回</td></tr><tr><td>タイヤローラ</td><td>延べ16回</td></tr></tbody></table> 2)運搬回数（搬入：夜間、搬出：昼間） <table border="1"><thead><tr><th>機種</th><th>運搬回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型切削機</td><td>延べ62回</td></tr><tr><td>A3フィニッシャ</td><td>延べ62回</td></tr><tr><td>マカダムローラ</td><td>延べ62回</td></tr><tr><td>タイヤローラ</td><td>延べ62回</td></tr></tbody></table> 3)運搬距離 <table border="1"><thead><tr><th>機種</th><th>運搬回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型切削機</td><td>20km程度（片道・平均）</td></tr><tr><td>A3フィニッシャ</td><td>20km程度（片道・平均）</td></tr><tr><td>マカダムローラ</td><td>20km程度（片道・平均）</td></tr><tr><td>タイヤローラ</td><td>20km程度（片道・平均）</td></tr></tbody></table>	機種	運搬回数	大型切削機	延べ16回	A3フィニッシャ	延べ14回	マカダムローラ	延べ14回	タイヤローラ	延べ16回	機種	運搬回数	大型切削機	延べ62回	A3フィニッシャ	延べ62回	マカダムローラ	延べ62回	タイヤローラ	延べ62回	機種	運搬回数	大型切削機	20km程度（片道・平均）	A3フィニッシャ	20km程度（片道・平均）	マカダムローラ	20km程度（片道・平均）	タイヤローラ	20km程度（片道・平均）	-																																																																																												
機種	運搬回数																																																																																																																												
大型切削機	延べ16回																																																																																																																												
A3フィニッシャ	延べ14回																																																																																																																												
マカダムローラ	延べ14回																																																																																																																												
タイヤローラ	延べ16回																																																																																																																												
機種	運搬回数																																																																																																																												
大型切削機	延べ62回																																																																																																																												
A3フィニッシャ	延べ62回																																																																																																																												
マカダムローラ	延べ62回																																																																																																																												
タイヤローラ	延べ62回																																																																																																																												
機種	運搬回数																																																																																																																												
大型切削機	20km程度（片道・平均）																																																																																																																												
A3フィニッシャ	20km程度（片道・平均）																																																																																																																												
マカダムローラ	20km程度（片道・平均）																																																																																																																												
タイヤローラ	20km程度（片道・平均）																																																																																																																												
はく離抵抗試験費 A	アスファルト混合物に対して行うはく離抵抗性試験（試験法244）に要する費用をいう。	試験数-6枚 (混合物内訳) ・高機能舗装II型用混合物：2枚 ・基層用混合物：4枚	-																																																																																																																										
試験舗装費 A	高機能II型用混合物（4.0cm）及び基層用混合物（6.0cm）の試験舗装に要する費用をいう。	(混合物内訳) ・高機能舗装II型用混合物 追分町IC: 150m程度 × 厚さ4.0cm ・基層用混合物 追分町IC: 150m程度 × 厚さ6.0cm ※試験舗装に伴う工事用機械の運搬は「工事用機械運搬費」および「舗装修繕工事機械現場内移動費」に含む	-																																																																																																																										
試験舗装費 B	基層用混合物（10.0cm）の試験舗装に要する費用をいう。	(混合物内訳) ・基層用混合物 追分町IC: 150m程度 × 厚さ10.0cm ※試験舗装に伴う工事用機械の運搬は「工事用機械運搬費」および「舗装修繕工事機械現場内移動費」に含む	-																																																																																																																										
クラック調査費	土工部の路面ひび割れ箇所等を近接目視により調査し、ひび割れ深さを確認するための供試体採取に要する費用をいう。	打換工A-1、打換工A-2箇所あたり 1本採取とする。 供試体採取本数 打換工A-1 - 15本/箇所 打換工A-2 - 21本/箇所	-																																																																																																																										